

第 193 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 1 月 20 日(水) 午前 9 時 ~ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (40名)

1 番 高橋 政伸	2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季
5 番 大 坂 茂	6 番 足 立 信子	7 番 古田川 光彦	8 番 内 田 吉 彦
9 番 藤 原 康正	10番 石 原 隆幸	11番 石 原 敬士	12番 松 原 武 雄
13番 磯 田 光徳	14番 藤 原 功	15番 宇田川 光好	16番 安 部 備 造
17番 勝 部 定次	18番 金 倉 弘美	19番 和 久 利 勝	20番 八 澤 幹 夫
21番 若 槻 進	22番 藤 原 克已	23番 和 久 利 健	24番 高 橋 正 敏
25番 石 原 宏二	26番 賀 元 春男	27番 若 月 勝久	29番 藤 原 功
31番 山 田 幸則	32番 福 本 成美	33番 安 部 治美	35番 松 原 康 夫
36番 岩 田 孝史	37番 若 槻 保	38番 堀 尾 敏久	39番 永 濱 孝之
40番 石 原 博	41番 足 立 康夫	42番 松 島 昭夫	43番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 田 中 修
農業振興課 主任主事 糸原 宏生

5. 欠席委員(3名)

28番 藤原委員 30番 小池委員 34番 卜藏委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

報告第 2 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>ただいまより、奥出雲町農業委員会第193回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。出席者は18名全員でございますので、本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、15番 宇田川委員、16番 安部委員をお願いいたします。</p> <p>本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第4号まで、順次行います。</p> <p>それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年1月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/畑。面積649㎡のうち140㎡。届出者 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由 農作業場・農機具庫。</p> <p>建築は平成7年頃であり、事後の届出になります。顛末書が提出されていますので、読みます。用途区分変更については、県の同意を得て、令和2年11月18日に公告されています。</p> <p>別添の資料をご覧ください。1ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和3年1月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,429㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日・解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和3年1月12日。解約の理由、賃貸人が解約をして、後継者が耕作するため。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,510㎡他で計9,818㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和2年12月18日。解約成立日・土地引渡時期、いずれも令和2年12月16日。解約の理由、賃貸人が法人参加に伴い解約し、法人に貸し出すため。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め。令和3年1月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は298㎡。権利種別、3</p>

事務局	<p>条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は41aです。対価につきましては、総額5,000円です。別添の資料をご覧ください。1ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。</p>
29番	<p>番号1について、29番藤原が補足説明させていただきます。当地は□□□□地区■●●●、●●●●自治会■●●●集落になります。図面では左上に■●●●の集会所(公会堂)がありますが、これから約600m離れた△△△△さんの家の隣、歩いて1分程度のところにある畑です。この畑の所有者は○○○○さんで、同じく□□□□の■●●●自治会にいらっしゃいます。この畑は長年、△△△△さんが耕作し維持管理していらっしゃいました。このたび○○○○さんと△△△△さんの方で所有権の譲渡という話になり、合意がなされるということなので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年1月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積179㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●●。転用目的、露天駐車場。施設等、駐車場。転用理由は、■●●●の駐車場として転用したい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料2ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積33㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■●●●。転用目的 宅地拡張。施設等 宅地拡張(駐車場)。転用理由は、宅地への駐車乗り入れについて狭隘であるため申請地を同一の高さに拡張を行い、併せて駐車スペースを確保したい。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料2ページの下側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積333㎡。申請人氏名</p>

事務局	<p>〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的、倉庫等。施設等、農業用機械倉庫。転用理由は、町道拡張工事に伴い農機具倉庫及び作業をしていた小屋立ち退きのため申請地へ移転。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。資料3ページの上側に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>以上の案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1から番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。20番八澤委員。</p>
20番	<p>番号1から番号2について、20番八澤が補足説明させていただきます。</p> <p>番号1について、〇〇〇〇さん、■●●■をしておられます。登記簿上は田になっていますが、今までは花壇をつくっておられましたところを、■●●■の駐車場にしたいということで、申請を出しておられます。</p> <p>番号2について、〇〇〇〇さん、現況畑となっておりますけれど、花壇みたいになっておりましたところに、駐車場を拡張したいということで、申請を出しておられます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号番号2について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第2号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。23番和久利委員。</p>
23番	<p>番号3について、23番和久利が補足説明させていただきます。現地は■●●■自治会、□□□□の場所です。ここからさらに400～500mくらい行ったところに、町の残土処理場がありまして、大型車が頻繁に往来するというので、近年地元から陳情を受け、道路拡幅ということになりました。それに合わせまして、〇〇〇〇さん宅すぐ前の農地が立ち退きということになりまして、今回の申請となっています。追認ではありますけれど、書類上のことですので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

議長	<p>(はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年1月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積96㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業、農業。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●■●。転用目的、露天資材置場。施設等 資材置場。転用理由、隣地住宅の購入に伴い資材置場を整備する。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については総額5万円です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積789㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 公務員。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●■●。転用目的、露天駐車場。施設等、駐車場。転用理由、従業員の増員に伴う駐車場の充填。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。第1種農地となります。対価については、1平米あたり5千円です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積1,030㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 無職。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。職業、■●■●。転用目的、□□□□工業用地。施設等、工場用地・駐車場。転用理由 申請地の一部を借用し工場用地として使用してきたが、工場用地以外を駐車場とする。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和3年1月7日に公告されています。対価については、1平米あたり5千円です。</p> <p>番号1と番号3は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。</p> <p>番号2につきましては、平成2年度から平成6年度において、土地改良総合事業(一般)区画整理/□□□□西地区圃場整備が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第35条第5号に規定する「既存の施設を拡張する場合、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の二分の一を超えないものに限る。」に該当するものと考えます。奥出雲町農林土木課に許可申請に係る意見を求めたところ、「工事完了公告後8年以上を経過していることなどの状況を判断して、転用のための権利移動はやむを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。</p>
21番	<p>番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。場所は、□□□□です。現在、●</p>

21番	<p>●●●さんと書いてありますけれど、ずいぶん前から空き家になってまして、その空き家と隣接した畑を△△△さんが購入されて、入られる関係です。今回出されたのは、家の隣接した畑の方でございますけど、土地の方は■●●●の○○○○さんが所有していらっしゃるということで、隣接した畑を資材置き場にしたいという案件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2から番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。35番松原委員。</p>
35番	<p>番号2から番号3について、35番松原が補足説明させていただきます。場所につきましてでございますが、■●●●地内でございます。□□□□になります。 番号2について、橋の手前になりまして、■●●●側の方は現在駐車場になっております。その下の農地でございます。 番号3について、□□□□の工場の上側になる土地でございます。工場からの隣接する農地につきましては、一部工場の関係、それから駐車場というふうなかたちでございまして、先ほど事務局からの説明の通りでございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2から番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番宇田川委員。</p>
15番	<p>○○○○さんは大きい会社だが、その時に気がつかなかったという辺りに不可解なところがありますし、番号2については、いわゆる土地改良したところですが、そういったところを、既に8年以上経っているからあまり問題ないというお話でしたが、もうちょっと詳しく。年数が経てば県の方も上手く通るのですか。</p>
事務局	<p>圃場整理をしてありますところは、区分上第1種農地ということで、転用につきましてはハードルが高くなる土地でございまして、そういった協議が農振除外の時点でも一度されております。その時に農林土木課の施工事業であることから協議をし、また県の同意も得ているところですので、本来ですと他のところがですね、農地以外のところあるいは第1種農地でないところが適地としてあればよろしいのですが、今回の場合につきましては、他にないという状況であったというところでございます。大きい会社ということもありますけれど、実際に地目変更という結果が出ていないというところで、当然転用手続きが踏まれていなかったということ、順を追って除地の段階からやっておりますので、これについても、何が原因かというのはちょっとわかりませんが、手続がされていなかったということは間違いありませんので、追認的対応ということで今回の許可申請に至っているというところでございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。 (はいの声) 番号2から番号3について可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>挙手全員、よって議案第3号番号2から番号3について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和3年1月20日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 210㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は160. 4aです。利用目的は田。期間は4年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米60kgです。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積622㎡他で計5, 456㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。</p> <p>番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 373㎡他で計4, 259㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり1万円です。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積744㎡他で計3, 881㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米30kgです。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 317㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年9か月、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米45kgです。</p> <p>番号6、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 357㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は928. 4aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、総額 玄米60kgです。</p> <p>番号7、農地の所在 □□□□番、外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 854㎡他で計4, 027㎡。内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。賃借料につきましては、10aあたり玄米60kgです。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕</p>

事務局	作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。27番若月委員。
27番	番号1について、27番若月が補足説明させていただきます。該当の田圃につきましては、□□□□の■■■■自治会内、□□□□2枚目の田圃でございます。○○○○さんはこれまで他の農家の方に作業委託をしていらっしゃいましたけれど、このたび△△△△さんの方が利用権の設定を受けるということでございます。賃借料についても10aあたり玄米60kgということで、妥当であると考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。
議長	次、議案第4号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。29番藤原委員。
29番	番号2について、29番藤原が補足説明させていただきます。該当地は□□□□■■■■自治会で、□□□□に自宅があり、番号2に関しては自宅横の田圃4枚でございます。 番号3について、自宅の前の道路を挟んだ向かい側というところに2枚あります。 今回、再設定ですけれども、番号2の△△△△さん、番号3の△△△△さんは同じ自治会でいらして、農業をしっかりとやっいらっしゃるといことで、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。 次、議案第4号番号3について質疑に入ります。質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。
13番	次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。13番磯田委員。 番号4について、13番磯田が補足説明させていただきます。毎年、■■■■地区は□□□□等で写真が出ている、その撮影場所のちょうど足元付近が圃場の所在地になりまして、再設定とい

13番	うことと、△△△△さんもすぐ近くの家の方でございますし、家族構成等問題ございません。圃場もきちんと耕作・管理がなされておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番松島委員。</p>
42番	番号5について、42番松島が補足説明させていただきます。今回出ておりますのが再設定ということで、場所としては□□□□の家の横ということで、何ら問題ないんじゃないかなというふうに思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。42番松島委員。</p>
42番	番号6について、42番松島が補足説明させていただきます。今回、〇〇〇〇さんですが、前回個人でやっておられたのが、農事組合法人△△△△に変わったということで、新規に変わっております。□□□□ということで、地域を挙げて担っておられますので、問題ないんじゃないかな、というふうに思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。43番原田委員。</p>
43番	番号7について、43番原田が補足説明させていただきます。この4枚の田圃ですが、■■■■自治会内にございまして、これまでもずっと営農をがんばっておられますし、再設定でございますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号7について質疑に入ります。

議長	<p>質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7について承認することに決しました。</p> <p>次、奥出雲町地域農業再生協議会の報告をお願いします。16番安部委員。</p>
16番	<p>さる1月13日、奥出雲町地域農業再生協議会が開かれました。農業委員会農業振興部会長として参加いたしました。構成員につきまして念のため報告しておきますと、集落営農組織代表、農業委員会、奥出雲町野菜生産組合長、奥出雲町酒米生産組合長、奥出雲町もち米生産組合長、奥出雲町水稻採種組合長、大型農家ということで株式会社コスモ21、集落営農組織連絡協議会代表、認定農業者代表、JAのしまね雲南地区本部・奥出雲営農経済センター長、島根東部農林振興センター雲南事務所・農業普及部仁多地域振興課長、行政の方から奥出雲町農業振興課長、というメンバーで討議をいたしました。</p> <p>コメの減反政策に関わる報告でございまして、新聞等でご存知かとおもいますが、コロナの影響もあり、たいへんなコメ余りが続いている状況のなかで、昨年度は全国で言いますと293万tの生産量があったようでございますが、それを今度は36万t減産をするという目標が出ているようでございます。これは宮城県の生産量に匹敵する量、という状況です。そういうことでコメ余りが続くと、たいへんな価格の下落があるという状況も続いている、と報道されているところでございます。</p> <p>島根県につきましても割り当てが続きそう、と。現在、昨年と同程度の数量を配分するというのが島根県として出ているようでございます。それを受けまして、奥出雲町では、昨年は1,448haの数量が来たわけでございますが、実際に生産者が造ると言って作りました面積は1,393haということで55haあまり割り当てよりも少なかったという数量だったようでございまして、本年も同じような数量でやろうということでございまして、これからどんどん作れるというようなことにもなりませんし、なかなか数量ももらえないということで、今まで通りに作りましょうという結論になったところでございます。</p> <p>そういうなかにおきまして、色んな意見が出ました。再生協議会でございまして、これから奥出雲の農業をどういう具合にするかということで寄ろうということでありましたけれど、各メンバー色んな方が出られましたので、協議をしようということになりましたけれど、時間の設定で午前中となっておりますのでできる範囲でというふうになったところでございますが、どうしたらこの農地を、仁多米ブランドを持っていくかというようなことを協議しました。それからもち米の問題も出てきました。もち米もだんだん生産をする方がいなくなってどうして行くか、という色んな問題も出てまいりました。それからソバとか大豆とか、そういうものにつきましてどういう具合で計算をするか、というようなことも協議しましたが、すぐには結論が出ないということで、今後、各組織がありますので、そこで色々協議をしていただきまして、また持ち寄って詳しい協議をしようではないかということになりました。</p> <p>また、県が6品目の水田園芸ということで、県知事が特に協力を求めていますけれどもキャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、アスパラガス、ミニトマトということですが、本町におきましてはそういうものはなかなか難しいんでないかな、それはそれで協力はするけれどどうにもならないよ、というようなことも協議をいたしました。</p> <p>それで当町の再生協といたしましては、転作につきましては、昨年通りのかっこうに、それから今後につきましては、先ほどの通り、各組織で協議をしていただき、またそれらのものを持ち寄って協議するというようなことをしつつ、といったところでございます。</p> <p>この日は、特に価格が、今年につきましては、安定的な値段がつかないということもございまして、どうしたらいいのかな、ということも出ましたので、そういうことも相談しながら意見を出したいなと思っています。</p>

議長	次に、その他について事務局お願いいたします。
事務局	<p>事務局から、その他についてお話をさせていただきます。</p> <p>農地機構だより第27号をお配りいたしました。</p> <p>今年の農業委員会手帳、農業委員会活動記録セットの祝日記載が変更になっています。変更内容などを記載した紙をお配りしていますので、該当箇所の修正をお願いいたします。</p> <p>続きまして、令和3年度の国の事業の情報提供です。役場農業振興課農業生産グループ・糸原主事よりお話いただきます。</p>
糸原	<p>農業振興課の糸原です。資料「農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策」をご覧ください。令和3年度の国の交付金事業のうち、新たな施策が創出される見込みとなりましたのでお知らせいたします。事業につきましては、農山漁村振興交付金といった交付金事業の中に、最適土地利用対策といった施策が追加されます。内容といたしましては、地域ぐるみの話し合いを通じ、重要な地域資源である農地の有効活用や、粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進するといった内容となっています。</p> <p>具体的な事業の内容としましては「1. 農地等活用推進事業」こちらは専門家を交えた整備計画の策定や、転作や高収益作物の導入等に係る農地の整備、簡易ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備といった内容となっています。続いて「2. 低コスト土地利用支援事業」こちらは重要な地域資源である農地等を低コストで維持するため、粗放的な利用、主に放牧や環境保全等が期待される蜜源対策等によるモデル的な取組を支援するといった内容です。</p> <p>「低コスト土地利用支援事業」に関しては2種類ありまして「①粗放的農地利用型」これは土地利用計画の策定や、農地の刈払いや、放牧のための電気牧柵等の設置、省力化機器の導入等の経費が補助されます。「②生産性検証型」は、計画の策定、土壌改良や、簡易的な施設整備、食料生産のための生産コストや流通コスト等への支援といった内容に関して支援がなされます。本事業の具体的な活用例としては裏面に乗せてありますので、またご覧いただけたらとおもいます。</p> <p>この事業につきましては、ただいまの今国会で通過される見込みとなっております。現状、国の方から示されている資料はこちらのみになりますので、今後、実施要項要領等が整備されれば、具体的な要件等が示されるようになるかと思っておりますけれども、地域全体への取組に対して支援されますので、特に農業委員会に置かれましては、荒廃農地の解消等の取組に関して事業の活用が可能になるかと思っております。ただ「地域ぐるみの話し合いを通じて」といった文言がありますので、おそらく自治会や常会等の単位程度で一体となった取組が求められてくるかと思っております。この事業に関しましては、また国より新たな情報が出されましたらお知らせしようかとおもっておりますが、今後、地域全体の農業に関しまして、取組を検討されることがございましたら、農業振興課の糸原までご相談いただけたらとおもっております。以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は2月25日(木)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 _____ (印)

議事録署名委員 15番 _____ (印)

議事録署名委員 16番 _____ (印)